

【様式第三号】産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

作成及び提出のてびき

1 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、産業廃棄物管理票を交付した者は、当該管理票に関する報告書を作成し都道府県知事に提出しなければならないとされています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条の27の規定により、産業廃棄物を排出した事業場ごとに6月30日までに前年度の管理票の交付等の状況に関し様式第三号により作成のうえ、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとされています。

2 報告対象者

紙の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者の方

※電子マニフェストを使用したものは対象外です。

3 報告対象期間・報告内容

前年度の4月1日から3月31日までの期間内において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書に記載されている処理実績等

4 報告書の提出期限

毎年6月30日まで

5 報告方法

(1) 【紙媒体】で報告する場合

様式第三号に必要事項を記入のうえ、郵送または持参によりご報告ください。

提出部数は1部です。

(2) 【岩手県電子申請・届出サービス】を利用して報告する場合（令和8年4月1日から申込可能）

岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出」を選択のうえ、必要事項を入力した様式第三号のExcelデータまたはPDFデータを添付してお申し込みください。

■ 岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay

6 報告書（様式第三号）の入手方法

報告書の様式や記載例は、以下の岩手県公式ホームページからダウンロードすることができます。

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第三号）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072044.html>

7 提出先

マニフェストに記載されている「排出事業場所在地」を管轄する県の公所（出先機関）に提出してください。なお、盛岡市内の場合は、盛岡市長宛に盛岡市役所廃棄物対策課(※)に提出してください。

また、建設業で建設工事や解体工事の排出事業場所在地が短期間で複数となる場合は、当該工事を管轄する事業所単位で報告書を取りまとめてもかまいません。その場合は、廃棄物の排出量が最も多かった事業場を管轄する出先機関に提出してください。

公所（出先機関）	管轄市町村	問い合わせ先
盛岡広域振興局保健福祉環境部 （盛岡市内丸 11-1）	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・ 紫波町・矢巾町	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部 （奥州市水沢大手町 5-5）	奥州市・金ヶ崎町	0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （花巻市花城町 1-41）	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	0198-41-5405
一関保健福祉環境センター （一関市竹山町 7-5）	一関市・平泉町	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部 （釜石市新町 6-50）	釜石市・大槌町	0193-27-5538
大船渡保健福祉環境センター （大船渡市猪川町字前田 6-1）	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-22-9814
宮古保健福祉環境センター （宮古市五月町 1-20）	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部 （久慈市八日町 1-1）	久慈市・普代村・野田村・洋野町	0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （二戸市石切所字荷渡 6-3）	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-9219

※盛岡市役所廃棄物対策課（盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755）への提出方法等の詳細は、盛岡市役所のホームページ（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）をご確認ください。

8 留意事項

- 多くの事業者からの報告が見込まれるため、郵送による控えの返送は行っておりませんので、提出前に自らの控えをとってからご提出ください。
- 紙媒体で提出する報告書への社印・代表者印等の押印は不要です。
- 当該年度内に電子マニフェスト分も含めて産業廃棄物を 500 t 以上または特別管理産業廃棄物を 50 t 以上排出した事業者は、多量・準多量排出事業者による計画書及び報告書の提出も必要となりますので、遺漏のないようご提出ください。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告する場合は、別紙の操作方法をご参照のうえご報告願います。
- 報告書の作成・提出に関する問合せ集（FAQ）がありますのでご参照ください。